

第169回 横浜市個人情報保護審議会会議録

<p>議 題</p>	<p>1 会議録の承認</p> <p>2 審議事項</p> <p>(1) TICAD7 市民参加型プロモーション動画制作について (個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。)</p> <p>(2) 市立横浜サイエンスフロンティア高等学校における学習支援アプリの利用について (個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。)</p> <p>(3) いじめ 110 番等における音声録音及びナンバーディスプレイの活用について (個人情報を取り扱う事務開始届出書及び個人情報ファイル簿兼届出書を含む。)</p> <p>3 報告事項</p> <p>(1) 防犯カメラ設置に係る本人外収集及び事務委託についての報告 消防職員待機宿舎における防犯カメラ設置・運用事務</p> <p>(2) 法人等の事業活動情報に係る電子計算機処理及び事務委託についての報告 横浜市屋外体育施設優先利用調整に係るデータ入力等業務委託</p> <p>(3) 公の情報に係る電子計算機処理及び事務委託についての報告 用途地域等見直し検討に伴う敷地現況データ作成業務委託</p> <p>(4) 個人情報を取り扱う事務開始届出書 (12件)</p> <p>(5) 個人情報を取り扱う事務変更届出書 (36件)</p> <p>(6) 個人情報ファイル簿兼届出書 (3件)</p> <p>(7) 個人情報ファイル簿変更届出書 (5件)</p> <p>(8) 個人情報ファイル簿廃止届出書 (3件)</p> <p>(9) 平成30年度上半期目的外実施機関内部利用及び他実施機関提供の報告について</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 「平成30年度 個人情報取扱事務に関する実地調査報告」に対する措置報告について</p> <p>(2) 個人情報漏えい事案の報告 (平成30年10月27日～平成30年11月22日)</p> <p>(3) その他</p>
<p>日 時</p>	<p>平成30年11月28日 (水) 午後 2 時～午後 4 時20分</p>
<p>開催場所</p>	<p>関内中央ビル 5 階特別会議室</p>
<p>出席者</p>	<p>花村会長、大谷委員、加島委員、小嶋委員、鈴木委員、土井委員、中村委員、新田委員、吉田委員</p>
<p>欠席者</p>	<p>なし</p>
<p>開催形態</p>	<p>公開 (傍聴者なし)</p>
<p>決定事項</p>	<p>・審議事項(1)～(3)について承認する。</p>

	<p>・報告事項、その他について了承する。</p>
<p>議 事</p>	<p>【開 会】</p> <p>(事務局) それでは、ただいまから、第169回横浜市個人情報保護審議会の御審議をお願いいたします。</p> <p>本日は、9名全員の委員の御出席をいただいておりますので、横浜市個人情報保護審議会規則第4条第2項の規定による定足数を充たしており、審議会は成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>それでは、このあとの議事につきましては、会長よろしくをお願いいたします。</p> <p>1 会議録の承認</p> <p>(花村会長) ただいまから、審議会を開会いたします。</p> <p>始めに、第168回審議会の会議録につきましては、既に送付済みですが、会議録13ページで、加島委員から「相談記録のフォーマットを添付してもらったほうがよいのではないか」という意見がありました。事務局で検討した結果の御説明をお願いします。</p> <p>(事務局) 13ページの8行目から14行目です。加島委員から「電話相談のフォーマットはありますか。」と質問があり、所管課が「相談記録をつくっている」と回答しました。取り寄せて審議資料に添付する予定でしたが、相談によってヒアリング内容が大きく変わるので、相談フォーマットを設けていないそうです。そのため、相談フォーマットの添付ではなく、審議資料の「5 取り扱う個人情報」の欄に、氏名、生年月日、性別、問診内容、医師からのアドバイスという形で追記いたしました。</p> <p>(花村会長) 会議録について、御意見はございますでしょうか。なければ、承認とさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(各委員) <異議なし></p> <p>(花村会長) それでは承認といたします。</p> <p>2 審議事項</p> <p>(1) 【案件1】TICAD7 市民参加型プロモーション動画制作について (個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。)</p> <p>(花村会長) それでは審議事項の審議に入ります。</p> <p>最初に、案件1「TICAD7 市民参加型プロモーション動画制作について」の御説明をお願いします。</p> <p>(事務局) <所管課及び審議の視点について説明></p> <p>(所管課) <資料に基づき説明></p> <p>(花村会長) ただいま御説明のありました案件1につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思います。</p> <p>(大谷委員) 2点確認させていただきたいことがあります。1点目です。4ページの「事務全体の概要」の【募集写真】ですが、「※応募者が全ての著作権を有しているか、応募者が権利者から許諾を受けたものに限ります」とあります。これは必要なことですが、これと併せて、肖像権につ</p>

いても許諾を得ているのでしょうか。被写人物と撮影者が有する権利はそれぞれ違っているのでは、その確認もできるような体制があれば良いと思います。同意をいただく時の説明事項にそのような項目は盛り込まれていますか。

2点目ですが、9ページ「委託先個人情報保護管理体制」の「9 個人情報を取り扱う作業場所の管理体制」「(4)個人情報の運搬方法」には、HDD と書かれています。5ページの「3 審議に係る事務」の【事務の委託】「内容・対象者」には CD-R と書かれています。どちらが正しいですか。

(所管課) 1点目については、写真募集のチラシや募集要項に、著作権や肖像権については、応募写真内に応募者以外の人が含まれている場合には、事前に当該人物の承諾を得るなど、肖像権の侵害等が生じないように応募者自身の責任で確認してください、という項目を入れています。また、応募に当たっては、募集要項を確認し、承諾した上で同意欄にチェックを入れてください、という項目を入れており、十分お読みいただいた上で応募してもらうことを想定しています。万が一、権利侵害が生じた場合には、主催者が写真を削除できるという項目も入れています。

(大谷委員) 自己責任で十分に資料を読んだ上でであっても、口頭ベースの同意はどうしてもあいまいになりがちです。いざというとき、せっかく提供してもらったものでも採用しない可能性があることを伝えて、採用しない対応が取れるようにしておいていただければ良いと思います。

(所管課) 2点目については、HDDではなくCD-Rが正しいです。9ページの「9 個人情報を取り扱う作業場所の管理体制」の記載を修正します。

(小嶋委員) 応募に当たり、被写人物の同意は得られていることが前提ですが、必ずしも同意が得られているかどうかは分かりません。特に外国人の方を写しているので、言葉の問題等、どの程度同意が得られているかは分からない点があります。もう少し考慮した方がよいと思いました。

また、背景の人物も、できるだけ特定できないようにしたり、背景の建物等について個人情報が特定できるようなものは、動画制作の過程で特定できないようにするなど、工夫が必要だと思います。

(花村会長) この辺りも慎重にお願いします。

(所管課) 動画制作の過程である程度、編集があることを募集要項に記載しています。

本人確認をどこまで行っていくかというのは、どこかで信じるしかないということになってしまいます。万が一、権利を主張する人から問合せやクレーム、削除の申入れがあったら、写真を削除することを徹底します。

(花村会長) 横浜市民やアフリカ人であるというのはどうやって分かるのですか。

(所管課) 応募されてきたものを信じる形です。

(土井委員) 大変有益な企画だと思います。応募できる人についてですが、4ページ「事務全体の概要」の【募集写真】に、「横浜で撮影したアフリカの方が写っている写真」と記載がありますが、アフリカから旅行で横

浜に来た人が応募できるのですか。

(所管課) 写真の制限はありますが、特に応募者については制限はありません。

(土井委員) 海外の人が来日し、自分で写真を撮って名前を出すとき、法律はどのように適用されるのですか。

個人情報保護条例は、海外から旅行で来た人にも同じように適用されますか。

(所管課) そちらについても応募要項に同意の上です。必ず被写人物について事前に調整したものについて応募していただくということです。

(土井委員) では、国籍や横浜市に居住の有無は関係なく、応募できるということですか。

(所管課) はい。「応募者が横浜市民であること」という縛りがあるわけではないです。

(小嶋委員) 「横浜市民」というのは成人ですか。子供から高齢者まで含めてですか。

(所管課) 年齢要件もありません。

(小嶋委員) そうすると、未成年の同意も問題となるかと思います。

(吉田委員) 誰か分からない人を撮った写真ではなく、アフリカから横浜に来ていた人の写真が応募されるという想定ですか。

(所管課) イメージとしては、本人又は本人の知り合いがアフリカに旅行したときの写真などを想定しています。

(吉田委員) もう一つの「横浜で撮影したアフリカの方が写っている写真」という方が、同意の問題が生じて難しそうだと思います。

(所管課) 例えば、アフリカの留学生などをみなとみらいで撮った写真などを想定しています。

(吉田委員) 撮影者は、被写人物を知っている想定ですか。

(所管課) 誰か分からないと、アフリカの人だということは分からないと思います。

(吉田委員) そうですよ。そうでないものはねられるのですね。

(所管課) そうでないものは、募集要項に合致しているかチェックしたときにはねられるのではないかと思います。

(花村会長) しかし、厳格にできますか。

(所管課) 信じる形になります。最終的には、権利を主張する人から申入れがあった場合には、主催者の判断で掲載を取りやめることができるようにするので、そのことを伝えて掲載を取りやめるという形になります。

(中村委員) 横浜市の個人情報保護条例は、基本的に電子計算機結合を禁止しています。「法令等の定めがあるとき」と「実施機関が公益上特に必要があると認めるとき」を例外的な要件として定めていると思います。今回の電子計算機結合は、具体的にどの要件を満たしていますか。

(花村会長) 今回、「公益上、特に必要があると認められるから電子計算機結合をしたい。それでいいか。」という審議をしています。そのため、「公益上特に必要がある」理由を説明していただきたい、ということです。

(事務局) 「公益上特に必要がある」は、条例上何か所か出てきますが、

第10条第1項第5号の「目的外の外部提供」では、かなり厳格に解釈しています。しかし、電子計算機結合についての「公益上特に必要がある」は、今回は、応募する人が電子申請・届出システムのフォームを開いてアクセスすることをもって「結合」と考えていますが、そういったレベルの結合について厳格に解してしまうと、インターネットを通じた募集などは全て難しくなってしまいます。事実上、かなり緩やかに運用がされているのかなと思います。

この点について総務省では、地方公共団体の個人情報保護条例の中で、電子計算機結合を制限していること自体がもう時代にそぐわないのではないかということで、「条例を改正して結合の制限をやめるべきだ」という通知を出しています。横浜市としては今のところ、電子計算機結合の条項を撤廃する予定はないですが、通常インターネットを通じた情報のやり取りについては、条例の文言をそのまま解釈するのはどうなのかという話もあるかもしれません。

(中村委員) 実質的に見ると、こういう簡易申請のようなある程度安全なシステムを使って便利に情報が収集できることは、そんなに問題ないのではないかと思うのですが、現に条例に文言があります。今回のケースは30件ぐらいの情報しか想定されていません。しかも、プロモーション用に必要な画像を入手するためということですので、何となく、文言の範囲を超えすぎているかと思います。無理に電子計算機結合をしなくても、CD-ROMに入れて送ってもらう方法でも十分対応できるのではないのでしょうか。緩くても「公益上特に必要がある」という理屈がつくのなら良いと思いますが、今回は非常に気になります。

(花村会長) よく分かります。これからも「公益上特に必要がある」ということが議論になることがあるでしょう。事務局が言ったように、そろそろ条例の改正を視野に入れないと時代遅れになります。中村委員の意見は、解釈としてはそのとおりでと思いますが、やはり時代に適合していないところは確かにあるので、ここはもう大目に見るしかないのではないのでしょうか。

(加島委員) これをCD-ROMに入れてというのも、理屈としては正しいのですが。

(花村会長) 今後も「公益上特に必要があると認められるとき」という解釈を、本当にここまで広げていいのかという場面が多々出てくるのではないかと思います。審議会としても考えないといけないかと思います。

(事務局) 条例の改正があるときに電子計算機結合を見直すことは考えていきたいと思っています。その場合、結合の制限自体を全廃してしまっているのか、それとも、こういったインターネットを通じた一般の人とのやり取りを除外する規定にしたらいでしょうか。御意見をいただけると助かります。今ここで決めることではないですが。

(花村会長) 別の機会にまた議論した方がよいと思います。

(小嶋委員) 3ページの「事務全体の概要」の【審議事項】の※2に「一定の個人情報項目の範囲内の場合には審議済みとして取り扱う」と記載されています。審議会で審議されたかどうかの記録は残っていますか。

(事務局) はい、残っています。審議していただいています。

(小嶋委員) このシステムでは写真が添付できるようになっているのですか。

(所管課) 応募フォームの中に写真を入れることができます。

(小嶋委員) 今回の応募のみでしょうか。それとも、今回の応募に限らず、通常の電子申請・届出システムで、文書や写真などを添付できる形式になっているのでしょうか。

(所管課) 今回の応募に限りません。写真に限らずエクセルなども添付できます。

(小嶋委員) 問題ない仕組みになっているとは思いますが、個人情報保護という点でリスクがないか心配です。今回の審議事項ではありませんが。

(花村会長) 今回は審議済の項目でない写真があるから審議に諮っているわけでしょう。

(事務局) 「審議済」となっている項目についてですが、審議した当時はアンケートのようなものを電子申請・届出システムで受け付ける場合を想定していたかと思います。現在はインターネットが普及して、電子的送付でやり取りするようになったので、文書や写真を添付してもらう所管課が増えてきたのではないかと思います。

審議済の項目以上に個人情報を取り扱う場合には、審議に諮らなければいけないことを周知しています。

(吉田委員) 写真の加工していない元データは、横浜市で、最終的には廃棄されるのですか。

(所管課) 8 ページ「5 取り扱う個人情報」【事務の委託】「実施機関での保存期間」に、「画像データ：5年」と記載しています。

(吉田委員) 関係ない人の顔写真が写り込んだものを集めてしまった場合、公開されたものはトリミングされてあったりして問題ないと思いますが、画像データは、どのように消去されるのですか。

(加島委員) 消去方法のルールはあるわけですよね。初期化だとまた残ってしまいます。全部きちんと上書きするとか、何かルールがあると思います。

(所管課) 行政文書全てにおいて、適切な廃棄をします。

(吉田委員) 同じような扱いですか。

(所管課) はい。万が一問合せがあった場合に備え、元データも5年間保存し、5年後に行政文書のルールに則って消去になります。

(加島委員) 電子計算機結合の件ですが、条例改正までしばらく時間がかかるとと思います。インターネットでエクセルに落とすぐらいの話と、サーバで結合する話とは違います。事務局である程度内規を決めておいた方がよいような気がします。こういう簡易申請システムを使ったケースは出てくると思います。

(花村会長) 審議会でも内規のようなものをつくって了承する形にしておかないと、という話ですね。

(加島委員) そうです。

(大谷委員) 横浜市個人情報保護条例の解釈・運用の手引きの第13条に、公益上特に必要がある場合の結合の事例として「電子申請・届出システム

(インターネットとの結合)」と書かれています。それに従えば、こういった写真の提出をしてもらうのに、より安全な手段で提供するためというのは、公益上必要なものとして既に類型化されていて、公益上の問題は解決されているものとしてこの手引に書かれていると私は認識していました。新たなルールまでつくる必要があるかどうかと思います。本日のような件は、処理済として手引には扱われているのかなと思います。

(中村委員) 事例として電子申請・届出システムが挙がっていますが、あくまで内容的にそのシステムを使い、公益上特に必要なら許されるとしただけで、電子申請・届出システムを使ったら、どのような情報でも取り扱うことができることを認めているわけではないと思います。そこまで踏み込んで言えないので、今回のように、場合によってどうするかを決めなければいけないのではないかと思います。

(花村会長) いろいろな意見がありますが、案件1を承認するということがよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

(2) 【案件2】市立横浜サイエンスフロンティア高等学校における学習支援アプリの利用について
(個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。)

(花村会長) 次に、案件2「市立横浜サイエンスフロンティア高等学校における学習支援アプリの利用について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいま御説明のありました案件2につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思います。

(大谷委員) エクセルでIDやパスワード、学籍番号、氏名等を保管するということですが、実際に生徒はアプリを使い、学習の過程で自分の考えをカードなどに書き込みます。生徒が記入した中に個人情報や保護に値する情報が含まれるとき、どのように取り扱われますか。例えば、クラウド上に保管されたものは、校外学習や自宅でも使えるのではないかと思います。クラウドから別のところに持ち出したり、画面を撮影して他に転用するリスクがどの程度あるのでしょうか。リスクに対応するためにどのような対策がされていますか。また、対策を講じたとしても完全に低減できないリスクがあるとすれば、ある程度教育のために受容すべきリスクなのではないでしょうか。

(所管課) まず、決まったIDやタブレット端末からしか受託者のサーバへログインできないよう管理者設定をします。また、あくまで学校の教員の管理下で使用します。基本的には、指導の行き届いた中で利用していきます。生徒だけで持ち出して好きなところで利用することを想定していません。

(大谷委員) クラウドで保管される場所に何が書き込まれますか。

(所管課) 可能性としては、自分の名前や実験している様子の写真やデータが考えられます。また、自分の考えを記入することが考えられます。ID とパスワードでログインしたところからしか見られません。サーバの中は暗号化されているので、抜き取られた場合も復号して中身を見ることは非常に困難です。本件のクラウドは高いセキュリティが保たれていると考えています。

(大谷委員) 想定していたよりかなり限定的な使い方をするということがありますが、今御説明いただいたクラウドやアプリの使い方は業務委託の整理ではないのでしょうか。個人情報の委託も含まれ得るのかなと思いました。

(事務局) 当初、事務局でも、事務の委託の審議も必要ではないかと検討しました。しかし、受託者はアプリの開発を行い、ID とパスワードはアプリを通してクラウドに置きますが、誰の ID とパスワードかは分かりません。全て学校で管理します。クラウドサービス提供事業者についても、回線上もクラウドの中でも、個人情報が全て暗号化されているため、個人情報の中身まで認識することはできないと聞きました。そのため、個人情報を取り扱うとまではいえないのではないかとということで、委託の審議をしないという結論にしました。

(小嶋委員) クラウドで保存された生徒のコンテンツは、いつかは消去されるわけですね。

(所管課) 3年後ということにしています。

(小嶋委員) いつから3年後ですか。

(所管課) 平成31年から利用し、33年の終わりに消去する予定です。

(小嶋委員) 入学した生徒が卒業したらということですね。

(所管課) はい。

(小嶋委員) 15ページの「5 取り扱う個人情報」の「実施機関での保存期間」は3年となっていますが、在籍期間ということで理解してよいですか。

(所管課) はい。

(花村会長) では資料を「在籍期間」としたほうが明らかですね。

(所管課) 修正します。

(土井委員) 12ページ「事務全体の概要」の【対象】の導入端末台数40台が、実際にアプリを使える端末ですか。

(所管課) そのとおりです。

(土井委員) 端末台数40台に対して15ページ「5 取り扱う個人情報」の「対象者1」は240件ですが、どのように考えたらよいですか。

(所管課) 1学年240人です。2人1台で利用して、80人のグループで40台を利用します。

(土井委員) 1台のタブレットを複数人が使うのですね。

(所管課) そうです。

(土井委員) いつでも予習復習できるよう1人1台かと勘違いしていました。17ページの個人情報を取り扱う事務開始届出書の「個人情報の記録項目」「①基本的事項」で、写真と映像にチェックが入っています。思わず撮ってしまった写真などをイメージしているのですか。

(所管課) あくまで自分たちが活動している状況の記録です。

(土井委員) 15 ページの「5 取り扱う個人情報」の【電子計算機の結合】には書かなくてよいのでしょうか。

(所管課) 「アプリで作成したコンテンツ」と記載しています。

(花村会長) 先ほどの説明で、その中に含むということでした。

(土井委員) 「アプリで作成したコンテンツ」に写真なども含まれているということですか。

(所管課) はい。

(土井委員) 「写真」などと書いておいた方がよいと思わないでもないですが、コンテンツはきりがないので、どちらにしたらよいか悩みます。

(所管課) 説明の際に挙げたものは追記する形でよろしいでしょうか。

(花村会長) 挙げていただいたものだけに限らないでしようが、具体例は記載してください。

(鈴木委員) 端末 40 台の管理方法を教えてください。

(所管課) 学校でノートパソコン等を保管する際は、施錠できるロッカー等に保管します。同じように、今回のタブレットも施錠できるロッカーで保管します。

(鈴木委員) 授業の度に持ち出して元に戻すのですか。

(所管課) はい。

(新田委員) これを使うのは生徒全員ですか。

(所管課) 1 年生の全員です。

(小嶋委員) このアプリを市立の高等学校が導入するに際し、その効果がどの程度か検証されていますか。

(所管課) 総務省が出している教育 ICT ガイドブックで、全国で非常に多くの導入事例が照会されています。特定の教科や科目だけでなく、様々な教科と場面で使用でき、使い方を工夫することで様々な形で利用できます。生徒や学校にとっては非常に効果のあるアプリだということは導入事例から読み取れます。学校で試用した上で、このアプリが優れているという判断をし、今回導入しました。

(花村会長) 大谷委員、クラウドサービスが委託なのは、あまり納得されていないですね。

(大谷委員) 今回、ID とパスワードで個人アカウントを与えられているユーザー以外に、実際に保守やトラブルが発生したときコンテンツも含めて中を見られる権限を持つ人がいるはずで、そうでないと、実際にはサービスは提供できません。アクセス可能な人がいて、コンテンツに個人情報が含まれる可能性があるとしたら、他の情報とは照合できないとか、個人を識別できないからよいというものでもないです。厳密には委託として取り扱うことが望ましいとは思いますが、ただし、通常の業務委託契約を締結して、委託先の監督義務が発生するようなものとは、クラウド事業者は違う性質を持っているので、今回、区別して取り扱われたことにも理由があると感じています。ただ、彼らがアクセスできる情報についてどのようなリスクがあるのかをこの審議会でも議論できるような材料を提供してもらった方が今後はいいかと思っています。今回のクラ

ウドサービス提供事業者は既に非常に多くの実績もあるし、私の知る限り、十分セキュアな環境を整えているので、認めないという話ではないと理解しています。

(事務局) クラウドの利用については、全ての案件を委託から除いているわけではなく、これから整理していかなくてはならないと思っています。事務の委託の審議では、個人情報を取り扱う場合の管理体制を見てもらうこととなります。今回は、クラウドの中身については全て暗号化されると聞いています。暗号化された結果、クラウドサービス提供事業者が、個人情報を見られないのであれば、委託の審議は不要ではないかと考えました。

クラウドサービス提供事業者の側ではなく、受託者のアプリの側で暗号化したものをクラウドサービス提供事業者のサーバに保存します。クラウドサービス提供事業者のサービス管理者も、暗号を解かないと、実際にはコンテンツの内容にアクセスできないのであれば、委託として扱わなくて良いという判断を事務局としてしました。

(花村会長) そこまではよいのでしょうか。

(加島委員) 暗号ソフトが盗まれたら、データとしてはクラウドサービス提供事業者のサーバにあるわけだから、見れる可能性はあります。

(事務局) 暗号化したデータであってもクラウドサービス提供事業者に預けているので、委託の要素があるのではないかということですか。

(加島委員) NDA (秘密保持) 契約みたいなものをクラウドサービス提供事業者と結んでおけば、何か漏れたときに担保にはなります。

(花村会長) クラウドサービス提供事業者とそのような契約を締結することは可能なのですか。

(大谷委員) 定型的内容ですが可能です。ただ、今回は恐らく、受託者のほうに権限があるのかなと思います。コンテンツに全く触れないような関与の仕方というのも実際にあり得ます。もしトラブルがあっても「今まで保管したものはなくなったと思ってください」というやり方もあり得ます。受託者が全くクラウドの中身に触れたくないというパターンと、一緒に汗をかいて何らかの管理者権限で中身を見るパターンもあります。どちらなのかなと思います。管理者権限を持った人がコンテンツにアクセスし得るのであれば、委託の可能性があるかと思います。実際は、データはクラウドサービス提供事業者にあるので、再委託という関係もあるのかなという気もします。

(所管課) 受託者は SSH (通信を安全に行うための手順) で、自分たちのサーバを管理します。

(土井委員) 暗号化の鍵は誰が作っていますか。

(所管課) 受託者です。

(土井委員) 受託者は、その気になれば生データにアクセスできますね。

(所管課) その可能性はあります。

(土井委員) クラウドサービス提供事業者は暗号化されているので、頑張らないと解けないと思います。逆に受託者は見られる立場になると思います。

(大谷委員) SSH を持っているのなら当然、保守の必要もあるので見ることが
できます。

(所管課) 受託者とクラウドサービス提供事業者の関係について、受託者
に相談はしましたが、委託に当たらないのではないかとのことでした。

(花村会長) 横浜市の承諾なく、現実的に、暗号化された情報を取り扱わな
いというのは、原則として、約束されているわけでしょう。

(所管課) そうです。

(花村会長) そこをもう少し確実にしてください。

(加島委員) 若い世代にICT利活用能力を付けるのは素晴らしい試みです。併
せて、個人情報保護教育もお願いします。

(花村会長) それでは、案件2を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

**(3) 【案件3】 いじめ 110 番等における音声録音及びナンバーディスプレ
イの活用について
(個人情報を取り扱う事務開始届出書及び個人情報ファイル
簿兼届出書を含む。)**

(花村会長) 次に、案件3「いじめ 110 番等における音声録音及びナンバー
ディスプレイの活用について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいま御説明のありました案件3につきまして、御質問、御
意見をいただきたいと思えます。

(中村委員) メディアに記録された音声データは、パソコンには移行しない
前提ですか。あくまで記録メディアの中で聞いて消去しますか。

(所管課) はい。記録をするまでで、その後は廃棄予定です。

(新田委員) 対象は、横浜市立学校ですね。私立学校からは受け付けません
ですね。

(所管課) 受け付けます。横浜市在住・在籍の人が対象です。

(新田委員) 私立もですか。

(所管課) そうです。

(新田委員) 相談メモの処理については規定がありますか。

(所管課) メモを持ち帰ることはありません。正式な相談記録簿のエクセル
データに記録が終わったらシュレッダーで廃棄します。

(小嶋委員) この「いじめ 110 番」や「学校生活あんしんダイヤル」の制度
の概要説明には、相談者の個人情報が保護されることについては書いて
ありますか。

(所管課) 「匿名性が担保される」ことは記載されています。

(小嶋委員) そうですよ。それであれば概要説明に「緊急性が高い場合は、
関係機関等に情報提供する可能性がある」ことも、今後は追加する必要
があると思えます。

- (花村会長)そこは難しい問題だと思います。記載したことで電話をかけられなくなっても困ります。録音するときや電話番号を聞くときの判断はかなり難しいでしょう。
- (小嶋委員)それでも「生命に関わるような緊急性の高い状況では」など入れたほうがいいように思います。
- (花村会長)「自分の相談内容が録音されてしまう」と思うと電話をかけるのを躊躇してしまうというところでしょうね。
- (所管課) 制度周知のチラシやインターネットには、「録音します」とは記載していません。制度周知のチラシに記載して事前に伝えることによって、心理的な面で「録音されてしまうのでは」と感じ、躊躇してしまうという懸念も実際にあると思います。緊急性がある場合には、命を守ることが最優先です。また、それ以外の場合は、個人の特定期や連絡先を教えてください。本人同意での収集は可能ではありますが、本人が動転しているようなときに録音の機能を使い、本人にしっかり確認できなくても、その後、録音内容を確認することで、命がどうなっているか安全を期すため、必要だという判断に至っています。
- (小嶋委員) 21 ページ「3 審議に係る事務」の【本人外収集】(1)通話の録音の※で、通話中に必要な場合は直接、本人の同意を得ることになっていますが、途中で聞くのは不自然な感じがします。もう少しうまくできないでしょうか。もしくは初めから全部録音できないでしょうか。途中からだ心理的抵抗感があったり、話の流れが変わってしまったりするのではないのでしょうか。やり方に工夫が必要です。
- (新田委員)「録音します」と伝えるのは絶対だめです。パッと切ってしまいます。「録音しないでくれ」という人もいます。緊急性のある場合の判断が非常に難しいです。
- (花村会長)確かに非常に難しいですね。
- (吉田委員) ナンバーディスプレイは、自分の番号を表示するかどうか設定できたような気がします。非通知の電話からの着信の場合には、番号は収集されるのですか。
- (所管課) 現在は、ナンバーディスプレイ対応器機を使っていませんので分かりません。
- (花村会長)今は使っていないのですか。
- (所管課) そうです。今は電話番号が出ない古いタイプの電話です。命をしっかり守る視点では大事ではないかということで、導入に踏み切りません。
- (吉田委員) 新しい機器で標準設定になっている場合は、電話番号が収集されるかもしれないということですか。
- (所管課) はい。非通知設定であってもつながりますので、その場合には、ディスプレイには「非通知」という表示になると思います。そのため、やはり「命が大事なので、連絡先を教えてください」というお願いすることになってくると思います。教えてくださいない場合でも、録音することで、水面下では安心の輪が広がるのではないかと考えていま

す。

(新田委員) 公衆電話の着信の場合「公衆電話」と表示されます。

(鈴木委員) LINE で自殺の相談を受けている団体もあります。若い人は電話で相談すること自体に抵抗があると聞きます。今現在の小中学生世代にとって電話相談は、ハードルが高くはないですか。電話より LINE という感じですか。

(所管課) そのような御意見をいただく場合もあります。神奈川県が中心となって、2週間ほど、LINE で相談を実施しました。やはり今の小中学生は、電話より SNS のほうがハードルが低いのではないかということでした。結果、LINE での相談は、緊急性が高いものは必ずしもたくさんはないですが、ハードルが低い分、もう少し気軽な相談も入りました。SNS での相談窓口の在り方を考え、実施についても検討しているところです。

(中村委員) 19 ページ「事務全体の概要」の「(1)趣旨」のところで、いたずらと思われる無言電話がかかってきて、これについて警察に情報提供を行う必要性が書かれています。緊急性のある事案で本人の身体・生命に危険が及ぶ場合とは、性質がかなり違うもののように思えます。いたずらと思われる無言電話と電話をかけたけれども言葉が出ないというものの区別はできるのでしょうか。いたずらと思われる不適切な電話の例を教えてください。

(所管課) まず、無言で切れてしまうものが1日40件程度あります。昼間だけでなく、夜間も続くことがあります。1週間に300件弱、継続したこともありました。切れてしまうけれども、私たちとしては、何か困っていることがあるのではないかと、無言電話をかけてくるのはやはり何らかの原因があるからだという考えから、まずはその人の心配をします。今も、かけてきた後に136へかけると、かけてきた電話番号が分かる制度を使っています。その後、折り返すかどうかは課内で慎重に議論した上で、警察にも相談します。警察から「まずは折り返しかけてみて『あなたのことが心配です。悩みがあればじっくり聴きます。』と伝えた上で、なお止まない場合には、また相談してください」と言われたケースが1件ありました。そのケースはそのような形で対応したら、その後はピタリと止まっています。

この電話は小中学生が対象ですが、実際は高校生や保護者以外の大人からもかかってくる場合があります。明らかに公衆電話で周りがうるさく、かなり酒に酔っているのが明らかで、声と雰囲気から小中学生ではないという想像は十分つくのですが、電話が頻繁にかかってくるがありました。一度電話を取ると1時間半ぐらい対応に時間がかかります。そのような場合は「こういう時間帯にかかってきます」と、警察に相談するケースがあります。業務妨害といえますか、本当に大切な電話が回線がふさがることにつながらなくなってしまうということからも、136という手間をかけずに電話番号が分かると良いです。また、136で全て電話番号が分かるとは限りません。警察にも「番号は分かるか」と聞かれますが「ナンバーディスプレイがないので分からない」と言うと、「それは困りましたね」となる実態もありました。

(中村委員) 他の部署でもいたずらや業務妨害の電話があるかと思いますが、横浜市としてはどのような取扱いをしていますか。ナンバーディスプレイ導入は本件が初めてなのでしょうか。

(事務局) 無言電話はあまり聞かないです。

(花村会長) 24時間やっているのでしょうか。このような人も確かにいそうです。40件はびっくりしました。けっこう大変なのではないでしょうか。

(小嶋委員) 「事務全体の概要」「(1)趣旨」に「いたずらと思われる無言電話」とありますが「無言」というのはいらないかもしれません。

(花村会長) 無言電話も何回もかかかってきたら探索できるように、ナンバーディスプレイで電話番号を収集することを考えているのでしょうか。

(所管課) はい、想定しています。

(花村会長) ここはプロを信頼してということになりますかね。

(大谷委員) ナンバーディスプレイの電話はむしろ普及していて、誰でも電話番号が分かることが常識になっていますので問題ではないと思います。早く換えた方がよいのではないのでしょうか。

(花村会長) いたずら電話は公衆電話からかけることが多いのでしょうか。

また、緊急性の判断等については、プロの相談員の皆さんによく吟味してもらうことになるのでしょうか。

それでは、案件3を承認するという事によろしいのでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

3 報告事項

(1) 防犯カメラ設置に係る本人外収集及び事務委託についての報告
消防職員待機宿舎における防犯カメラ設置・運用事務

(2) 法人等の事業活動情報に係る電子計算機処理及び事務委託についての報告

横浜市屋外体育施設優先利用調整に係るデータ入力等業務委託

(3) 公の情報に係る電子計算機処理及び事務委託についての報告
用途地域等見直し検討に伴う敷地現況データ作成業務委託

(4) 個人情報を取り扱う事務開始届出書 (12件)

(5) 個人情報を取り扱う事務変更届出書 (36件)

(6) 個人情報ファイル簿兼届出書 (3件)

(7) 個人情報ファイル簿変更届出書 (5件)

(8) 個人情報ファイル簿廃止届出書 (3件)

(9) 平成30年度上半期目的外実施機関内部利用及び他実施機関提供の報告
について

4 その他

(1) 「平成30年度 個人情報取扱事務に関する実地調査報告」に対する措置報告について

(2) 個人情報漏えい事案の報告（平成30年10月27日～平成30年11月22日）

(3) その他

(花村会長) 次に「報告事項」及び「その他」に移りたいと思います。

まず「4 その他」から入らせていただきます。「(1)「平成30年度個人情報取扱事務に関する実地調査報告書」について」、まず事務局から説明をお願いします。

(事務局) 横浜市個人情報の保護に関する条例では、第58条第2項において「横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会」を設置し、実施機関における個人情報の保護に関し、審議会が必要と認める事項についての実地調査及び審議を行っております。今回、平成30年度の実地調査報告書がまとまりましたので、第三者評価委員会加島委員長から御報告をいただきます。

まず、加島委員長から花村会長へ報告書をお渡しいただき、その後、報告書の概要について御説明いただきます。

なお、報告書に係る今後のスケジュールですが、12月18日に、花村会長から、実施機関の代表である市長に、対応は副市長となりますが、報告書を提出する予定です。提出後、記者発表を行い、市のホームページにも報告書の内容を掲載し、庁内にも周知を図る予定です。

では、加島委員長、お願いします。

<加島第三者評価委員会委員長より花村会長へ提出>

<資料に基づき説明>

(花村会長) ただいまの報告につきまして、何かございますか。

2つの区を調べるのでしょうか。時間がかかりますね。

(加島委員) 丸1日かかりました。

(花村会長) 報告書を副市長に渡した後、報告書はどこに配付されて誰が読むのですか。各区長全員に読んでもらい、真剣に対策を練っていないといけないと思います。

(事務局) 事務局が、全区局の総務部長が集まる会議で配付して説明します。改めて活用や徹底をお願いしています。

(花村会長) 分かりました。第三者評価委員会の委員の皆さんによろしくお伝えください。

(鈴木委員) 市民としては、市役所や区役所は、上場企業の個人情報の管理に一番厳しい人事部と同等又はそれ以上の個人情報管理体制ができているものだと信じていました。実際、漏えい事案が毎回報告で上がり、今回の報告内容も大変ずさんな印象です。きちんと管理体制を見直してほしいです。

(花村会長) 承認してよろしいでしょうか。

承認といたします。続いて、「3 報告事項」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 本日の追加配付資料をご覧ください。内容につきましては、担当係長から御説明いたします。

(事務局) 「3 報告事項」の「(9) 平成30年度上半期目的外実施機関内部利用及び他実施機関提供の報告について」ですが、条例第10条「目的外の利用及び提供の制限」で、横浜市内部における利用と提供については、審議会に事後報告するという条例上の手続きになっています。これについては半年ごとに報告しており、今回は4月から9月分の報告としてまとめました。

次に、「4 その他」の「2 個人情報漏えい事案の報告」について御説明します。記者発表には一括公表と個別公表とがありますが、今回は全て一括公表の案件です。86 ページ「4 書類等の紛失」 「(4) 精神障害者保健福祉手帳交付申請に係る書類（個人番号入り）の紛失」ですが、精神障害者福祉手帳のマイナンバー入りの更新申請書が紛失しました。詳細は 106 ページです。この精神障害者手帳についての事務は、受付と交付は区役所で、審査や手帳の作成は健康福祉局こころの健康相談センターで実施しています。今回、鶴見区役所で受け付けた申請書を庁内メールでこころの健康相談センターに送り、こころの健康相談センターにおける審査の際に添付書類に不備があったので、申請書一式を鶴見区に返送したところ、紛失してしまいました。横浜市では、マイナンバー入りの書類を庁内メールでやり取りする際のルールが2つあります。1つは、封筒に「マイナンバー書類在中」などと朱書きすること、もう1つは発送の電話連絡をすることで、今回は、発送の電話連絡ができていませんでした。また、受付は7月でしたが、10月に申請者から「手帳交付の手続きはどうなっているのか」という問合せがあってはじめて紛失が分かりました。標準処理期間を定めてはいましたが、鶴見区でもこころの健康相談センターでも進捗管理ができていなかったということになります。これを受け、区役所とこころの健康相談センターの進捗管理方法を見直しています。管理しているシステムを改修して未処理リストを作成することや、事務マニュアルを改訂して、今回のようなことがないようにやっていきたいということで、再発防止策を既にとっているところです。

(花村会長) ただいまの報告につきまして、何かございますか。特に御質問がなければ了承するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは了承いたします。

本日予定された議事は以上で終了ですが、事務局から何かありましたら、お願いします。

(事務局) 本日予定された議事は以上でございますので、次回の日程を確認させていただきたいと思えます。

次回の日程でございますが、次回は1月30日になります。1月30日水曜日、午後2時から、関内中央ビル5階特別会議室、本日と同じこの場所で開催を予定しております。後日御連絡を差し上げますが、どうぞよろしくをお願いします。

事務局からは以上でございます。

本日はどうもありがとうございました。

	<p>(花村会長) それでは閉会とさせていただきます。 本日は、どうもありがとうございました。 【閉 会】</p>
資 料 特記事項	<p>1 資料 (1) 第169回横浜市個人情報保護審議会次第 (2) 第169回横浜市個人情報保護審議会追加資料</p> <p>2 特記事項 次回は平成31年1月30日(水)午後2時から開催予定</p>

本会議録は平成31年1月30日第170回横浜市個人情報保護審議会において承認を得、確定しました。

署名 横浜市個人情報保護審議会会長 花村 聡
